

[河川法申請の手引き]

大阪府茨木土木事務所 管理課

1、添付図書

申請書に添付すべき図書の例（継続許可を除く）

	河川管理者以外の者が施行する河川工事の承認申請 (20条)	流水の占用許可 (23条)	土地の占用許可 (24条) 土砂等の採取許可 (25条)	工作物設置許可 (26条)	土地の掘削等の許可 (27条)	河川管理上支障を及ぼす恐れのある行為の許可 (29条) 竹木等の流送の許可 (28条)	権利の譲渡の申請 (34条) 許可に基づく地位の承継の届出 (33条)	河川保全区域内行為の許可 (55条)	河川予定地内行為の許可 (57条)
①事業概要書	○	○	○	○	○	○		○	○
②位置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③理由書	△	△	△	△	△	△	○		
④実測平面図	○	○	○	○	○			○	○
⑤実測断面図	○	○	○	○	○			○	○
⑥丈量図・面積計算書	○	○	○	○	○			○	○
⑦土地の権原に関する図書	△	△	△					△	△
⑧工作物等設計構造図	○	○	○	○				○	○
⑨工事実施方法記載図書	○	△	△	○	○			△	△
⑩現地写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪他の行政機関の許可の写し等	△	△	△	△	△			△	△
⑫他事業に及ぼす影響及びその対策の概要	△	△	△	△	△	△			
⑬その他参考となるべき事項を記載した図書	△	△	△	△	△	△	○	△	△

※ 「○」は必須書類、「△」は内容により必要があれば添付する。

※ 複数の規定に係る同時申請の場合、重複する書類は省略できる。

※ 申請書は押印の上、正副2部提出すること。

河川区域内の工事等は原則として出水期間中(6/16～10/15)は認められないため、事前にご相談ください。

工事着手届・・・許可後、工事着手前に1部提出してください。

工事完了届・・・工事完了後、速やかに提出してください。

許可書の写し、施工前・中・後の写真（遠景・近景）を添付してください。

ア 事業概要書

- ・申請の事業計画について、その内容を記載する。

イ 位置図

- ・縮尺は1/50,000を原則とし、申請箇所を表示する。

ウ 理由書

- ・申請または届出に至る経緯・理由または必要性について記載する。①事業概要書とまとめることも可。

エ 実測平面図

- ・縮尺は原則として1/250~1/500とする。
- ・占用場所、工作物設置箇所などがわかるよう、必要な区域を全て含め、付近の状況や流水の方向等についても記載する。
- ・河川区域線、河川保全区域線を分別して記入する。
- ・占用範囲と行為範囲を区別して記載する。
- ・実測断面図と照合できるよう、測定線を記入する。

オ 実測断面図

- ・内容により、縦断面図・横断面図両方を作成する。
- ・縮尺は原則として、1/100~1/250とし、縦断、横断とも同一の縮尺とする。
- ・河川の現況断面・改修計画の定規断面・計画高水位及び余裕高・計画河床等を明示し、行為に係る計画地盤高を記入する。
- ・河川区域線、河川保全区域線を分別して記入する。
- ・占用・行為の事前・事後の様子がわかるように記載する。

カ 丈量図・面積計算書

- ・原則として実測平面図と同一縮尺で作成する。
- ・面積の単位は㎡とし、小数点第四位を切上げ第三位まで記載する。

キ 土地の権原に関する図書

- ・土地登記簿謄本、土地の売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、使用承諾書、起工承諾書、同意書等のうち審査に必要なものとする。

ク 工作物等設計構造図

- ・平面的・断面的に構造が把握出来るものとする。
- ・縮尺は実測平面図・実測断面図と同一とする。
- ・河川の現況断面・改修計画の定規断面・計画高水位及び余裕高・計画河床・工作物の基礎、掘削線等、審査に必要な情報を全て記載する。
- ・河川区域線、河川保全区域線を分別して記入する。
- ・工作物が長大、複雑な場合は別途詳細図を作成する。
- ・必要であれば、工作物の安定計算等の資料を添付する。

ケ 工事実施方法記載図書

- ・工事工程表を添付する。
- ・工事の実施にあたり次の事項等を考慮のうえ、その対策を記載した資料を作成する。
 - 河川区域内において出水期中の工事は行わないこと。
 - 安全対策、交通対策も記載すること。

コ 現地写真

- ・現地の状況を確認できる写真。複数の方向から撮影し、撮影方向を示した位置図を合わせて添付する。

サ 他の行政機関の許可書の写し等

- ・他の行政機関の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面または受ける見込みに関する書面

シ 他事業に及ぼす影響及びその対策の概要

- ・他の河川使用者、漁業権者等に影響が生じる場合には、影響の内容及びその対策について概要を記載する。

ス その他参考となるべき事項を記載した図書

- ・排水施設を設ける場合は、排水経路の概要図
- ・既存許可の変更申請の場合等は、前回許可書の写し
- ・代理人申請の場合は委任状
- ・33条、34条申請については、地位の承継・権利の譲渡を示す図書等
- ・その他申請内容の審査に必要な書類

2 許可を必要としない行為

河川管理者の許可を必要としない行為は、以下の通り。

ア 河川区域内における軽易な維持行為（法第20条、施行令第12条）

河川区域内において、草刈り、軽易な障害物の処分や、これらに類する小規模な維持行為は、河川管理者の承認は要しない。

イ 堤外民有地における占用（法第24条）

堤外民有地（河川区域内において、国や府が権原を有していない土地を指す。以下同じ）を、当該堤外民有地の権原を有する者が占用する場合には、法第24条の許可は要しない。

ただし、工作物を設置する場合の法第26条の許可など、法第24条以外の規定の許可があわせて必要な場合には、当該規定の許可が必要となる。

ウ 河川区域内の土地の掘削のうち、政令で定める軽易な行為（法第27条第1項、施行令第15条の4）

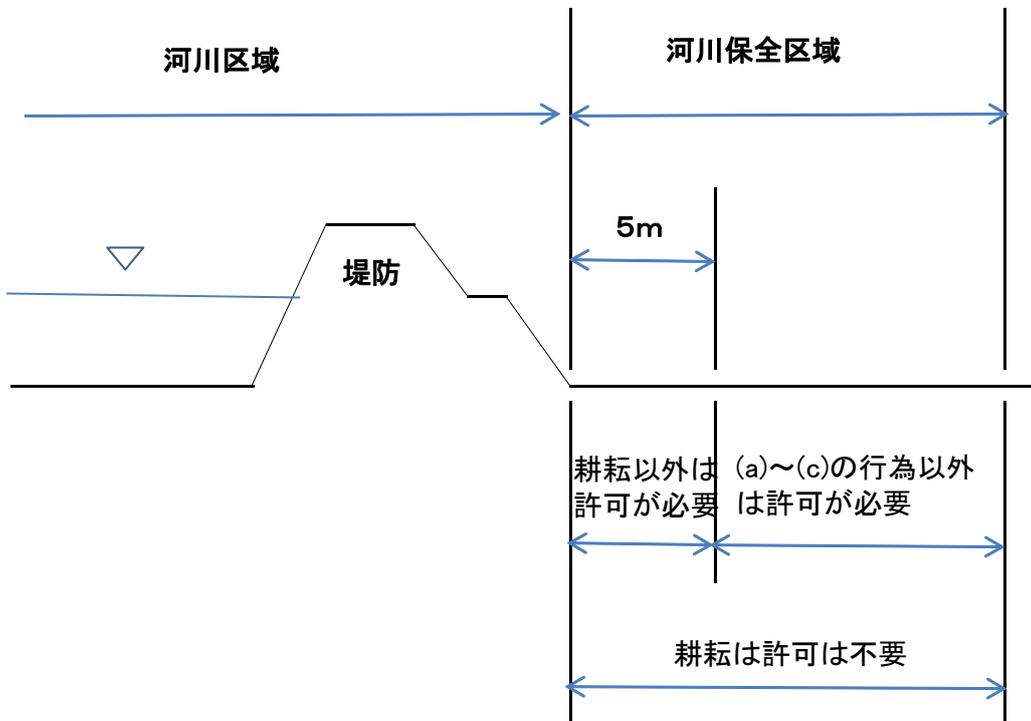
以下に掲げる行為は、河川管理者の許可は要しない。

- a 河川管理施設から10m以上はなれた土地における耕耘
- b 許可を受けて設置された取水施設又は排水施設の機能維持のための土砂等の排除
- c 河川管理者が指定した区域または樹林帯区域以外の竹木の伐採
- d その他河川管理者が影響が少ないとして指定した行為

エ 河川保全区域における許可を要する行為のうち、政令で定める行為（法第55条第1項、施行令第34条）

以下に掲げる行為は、河川管理者の許可は要しない。

- a 耕耘
- b 河川管理施設の敷地から距離が5mを超える土地における行為のうち、以下のもの
 - (a) 堤内地の土地における地表から3m以内の盛土
 - (b) 堤内地における地表から1m以内の土地の掘削又は切土
 - (c) 堤内地における工作物（コンクリート造・石造・レンガ造等の堅固な物、及び貯水池・水槽・井戸・水路等、水が浸水する恐れがあるものを除く。）の新築又は改築



3 堤内地の法尻付近に設置する工作物の位置等について

1 適用範囲

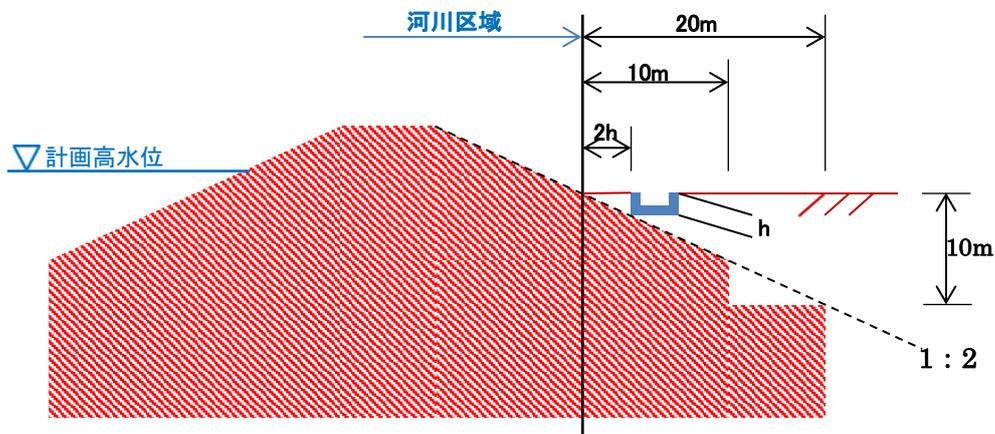
この基準は、大阪府知事の管理する河川に適用する。

2 工作物の位置

(1) 工作物は、堤脚から2割の勾配の線を設けた場合、図-1及び図-2の斜線内に設置してはならない。ただし、樋門、樋管、伏せ越し、橋台等その機能上やむを得ないものを除く。

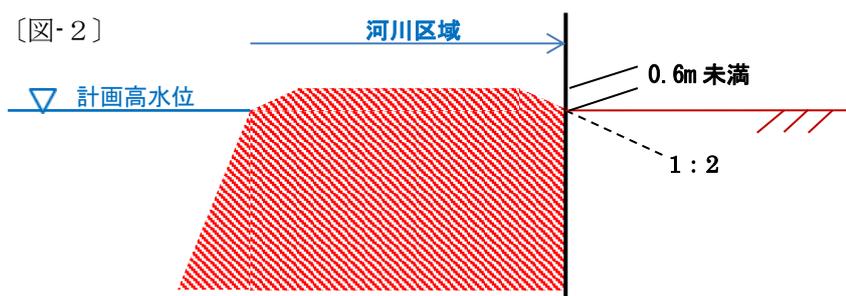
- ① 工作物を設置する区間及びその前後の一定区間において、平均して堤内地盤高が計画高水位（高潮区間においては計画高潮位）以下である区間、及び掘込河道で堤防高が0.6m以上の場合。

〔図-1〕



- ② 工作物を設置する区間及びその前後の一定区間が掘込河道であって、かつ堤防高が0.6m未満の場合。

〔図-2〕



- (2) 特別の理由により図-1の太線に囲まれた斜線内に設置することがやむを得ないと認められる場合においては、堤防の安全性の確認及び必要に応じて対策を講ずること。ただし、杭基礎工等（連続地中壁等、長い延長にわたって連続して設置する工作物は除く。）はこの限りでない。
- (3) 軟弱な地盤等の場合については、堤防の安全性の確認及び必要に応じて対策を講ずるものとする。

ケース1

法 24,26,55 条を同時申請する場合

様式第 8 (甲)

許 可 申 請 書

原則として提出日を記載してください。

令和〇年〇月〇日

大阪府茨木土木事務所長 様

申請者：住所 茨木市中穂積 1 丁目 3 番 4 3 号

氏名 茨木 太郎

申請担当部署・担当者を記載してください。

また、代理人が申請手続きを行なう場合は、別途委任状を作成のうえ、ご提出ください。

連絡先

(担当者) 管理課 管理 花子

電話 0 7 2 - 6 2 7 - 1 1 2 1

別紙のとおり河川法 第 2 4 条、第 2 6 条、5 5 条の許可を申請します。

申請にかかる条文をすべて記載してください。

備 考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 施行令第 39 条の規定により許可の申請を同時に行なうときは、「第 条」の箇所に根拠条文を全て記載すること。

様式（乙の2）

(土地の占用)

1 河川の名称
 ○○川 左岸

2 占用の目的及び態様
 2階建て住宅の建築にかかる仮設足場の設置

3 占用の場所
 ○○市○○○△丁目☆番

4 占用面積
 占用面積 12.346 m² (仮設足場)

5 占用期間
 許可日から令和○年○月○日まで

上流から下流を見て右側が右岸、左側が左岸です。
 両岸にまたがる場合は両岸と記載してください。

小数点第4位を切り上げ、小数点第3位
 まで記入してください。

備 考

- 「占用の目的および態様」については、田、畑、公園、運動場等を設置する等のため使用する棟を記載し、さらにその使用方法の概要を記載すること。
- 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項についても変更前のものを赤色で併記すること。

様式（乙の4）

（工作物の新築、改築、除却）

1 河川の名称

〇〇川 左岸

上流から下流を見て右側が右岸、左側が左岸です。
両岸にまたがる場合は両岸と記載してください。

2 目的

2階建て住宅の建築にかかる仮設足場の設置及び
2階建て住宅の建築

3 場所

〇〇市〇〇〇△丁目☆番

4 工作物の名称又は種類

仮設足場及び住宅建設

5 工作物の構造又は能力

別紙「工作物等設計構造図」のとおり

6 工事の実施方法

別紙「工事計画書」のとおり

7 工期

着手日から令和〇年〇月〇日まで

完了予定日を記載してください。

8 行為面積

河川区域内行為面積 12.346 m²（仮設足場）

河川保全区域内行為面積 78.901 m²（住宅建設）

小数点第4位を切り上げ、小数点第3位まで記入してください。

備考

- 1 「（工作物の新築、改築、除却）」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又除却にあつては、「占有面積」及び「占有の期間」については、記載しないこと。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

ケース2

法 55 条のみ申請する場合

様式第 8 (甲)

許 可 申 請 書

原則として提出日を記載してください。

令和〇年〇月〇日

大阪府茨木土木事務所長 様

申請者：住所 茨木市中穂積 1 丁目 3 番 4 3 号

氏名 茨木 太郎

申請担当部署・担当者を記載してください。

また、代理人が申請手続きを行なう場合は、別途委任状を作成のうえ、ご提出ください。

連絡先

(担当者) 管理課 管理 花子

電話 0 7 2 - 6 2 7 - 1 1 2 1

別紙のとおり河川法 5 5 条の許可を申請します。

申請にかかる条文をすべて記載してください。

備 考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 施行令第 39 条の規定により許可の申請を同時に行なうときは、「第 条」の箇所に根拠条文を全て記載すること。

様式（河川保全区域内行為）

（55条）

（工作物の新築、改築、除却）

1 河川の名称
 ○○川 左岸

2 目的
 2階建て住宅の建築のため

3 場所
 ○○市○○△丁目☆番地

4 工作物の名称又は種類
 2階建て住宅

5 工作物の構造又は能力
 別紙「工作物等設計構造図」のとおり

6 工事の実施方法
 請負

7 工期
 着手日から令和○年○月○日まで

8 行為面積
 行為面積 78.901㎡（住宅建設）

上流から下流を見て右側が右岸、左側が左岸です。
 兩岸にまたがる場合は兩岸と記載してください。

完了予定日を記載してください。

小数点第4位を切り上げ、小数点第3位まで記入してください。

備 考

- 1 「（工作物の新築、改築、除却）」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。